

子育て世帯の生活を支援

実施団体
募集

新生児特別定額給付金

出産および育児を行う子育て世帯への経済的支援を図るため、新生児特別定額給付金を支給します。

対象 次の①、②、③いずれにも該当する方
①令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に
出産した方

②申請時点において、住民基本台帳法に基づき、丹波篠山市の住民基本台帳に記載されている方
③申請時点において、①の期間に出産した子の住民登録が丹波篠山市で行われている方

支給額 新生児1人につき10万円

申請方法

・令和2年8月31日(月)までに出生・転入届を提出された方⇒9月中旬に郵送予定の申請書を必要書類とともに返送

・令和2年9月1日(火)以降に出生・転入届を提出された方⇒各届の提出時に社会福祉課窓口・各支所で申請

申請期限 令和3年4月15日(木)

支給方法 交付決定後、申請者が指定した口座に振り込み

問い合わせ 社会福祉課☎552-7101
※上記の内容は一部変更となる場合がありますので、ご注意ください。



子どもの食の応援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響などで、家庭で栄養バランスのよい食事を日常的に行うことが困難になった子どもに対して、無料または安価で栄養豊富な食事の提供や、安心安全な居場所づくりに取り組む団体などに補助金を交付します。

対象 市内で次の事業に取り組む団体

- ①食事を配布または宅配により、子どもやその保護者に提供する事業
- ②子どもたちに安心安全な居場所や、楽しく遊ぶ機会を提供する事業
- ③子育て世帯が抱える課題や悩み事、各種支援に関するニーズを調査する事業

交付額

- ・対象事業①のみ実施=上限20万円
- ・対象事業①②を実施=上限30万円
- ・対象事業①②③を実施=上限100万円

その他 詳細はお問い合わせください

申し込み・問い合わせ

社会福祉課☎552-7101



新型コロナウイルス

感染症対策

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援制度や感染拡大に向けた取り組みをお知らせします。

今回掲載しています支援策の内容は8月12日現在の内容です。
これらの事業を行うには、8月21日に開催される市議会の議決が必要です。

丹波篠山味まつり代替イベント/

10/10
開始

オンラインショップ巡り

問い合わせ
商工観光課☎552-6907

丹波篠山味まつりのイベントに代わる企画として、できる限り3密の状態を避けるため、自宅に居ながらにして、特産品を購入することができる「オンラインショップ(インターネット上のお店)巡り」を企画しました。市内で米や野菜、酒、菓子、工芸品などのオンライン販売を行っている店舗が勢ぞろいし、ショップ巡りを行うことができます。また、1つの店舗で2,000円以上購入すれば、500円のクーポンを利用することができます。

オンラインショップ加盟店を募集します

登録要件(全ての要件を満たすこと)

- ①現在、オンライン販売のサイトを運営または、これを機会にネット販売を運営される予定であること
- ②メールでの情報のやり取りができること
- ③加盟のための誓約内容を厳守できること

申し込み 専用フォームからお申し込みください
問い合わせ 丹波篠山観光協会事務局 kitagawa@tanbasasayama.or.jp (メールでお問い合わせください)



クーポンの利用期間など取り扱いは、予約販売を含め、別途ホームページでお知らせします

市民生活を支援

水道料金の減免

水道料金の基本料金の減免を3カ月延長します。

対象料金 水道料金の基本料金全額
※従量料金および下水道使用料は減免対象外。

減免期間 令和2年10月請求分から12月請求分まで(3カ月分を追加)

※前回の減免分=7月請求分から9月請求分

その他

- ・申請手続きは不要です
- ・検診票には減額前の料金が記載されています

問い合わせ 経営企画課☎552-5094

中小事業者への支援

中小事業者経営支援金

国の持続化給付金制度の対象とならない市内の中小事業者に対して、市独自の経営支援金を交付します。

給付金額 1中小事業者につき、一律10万円※交付は1回限り。

対象

- ①市内で事業実態があり、国の持続化給付金を受けていない中小事業者
- ②令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上げが前年同月と比べ、20%以上50%未満減少している中小事業者

申請期間(予定) 9月中旬~令和3年1月末

その他 詳細は9月以降にホームページに掲載します

問い合わせ 商工観光課☎552-6907

農業者の暮らしを支援

秋の特産物送料割引助成

秋のイベントの中止や県外移動自粛による集客減少の影響に対し、販売しやすい環境を整えるため、消費者が負担する宅配送料を軽減します。

対象 市内の農業者

対象農産物 黒枝豆、米、栗、山の芋

対象期間 10月1日~31日(山の芋は11月30日まで)

助成金額 消費者が負担する送料を農業者が割り引きした場、宅配1個当たり500円を上限に助成
※商品請求時に割り引きしていることが要件です。

申し込み方法 農業者の方に申込書を配布します。

個人または集落単位で申し込みできます

申し込み・問い合わせ 農都政策課☎552-1114

黒大豆用省力機械導入助成

外食産業の需要減少により販売不調が危惧される中、生産コストの低減を図るため、集落で取り組む省力化機械の導入に対し支援します。

対象 集落営農組織

対象機械 黒大豆脱粒機、黒大豆乾燥機、中耕培土用トラクター

助成率 60%(人・農地プラン未作成の場合は補助率45%)

申し込み・問い合わせ 農都政策課☎552-1114



ひとりで抱え込まずご相談ください

「コロナ総合相談窓口」に専用ダイヤルを開設

問い合わせ 市民安全課 ☎552-1116

新型コロナウイルス感染症の拡大により、丹波健康福祉事務所管内においても感染者が増加し、兵庫県また全国的にも感染拡大期に入っています。いくら注意を払っても、感染することは避けられず、誰もが感染する可能性があります。

このたび、市民・事業者の皆さんの不安の軽減を図るため、「コロナ総合相談窓口」専用ダイヤルを開設しました。「感染された方」「感染が疑われる方」についての相談をはじめ、健康相談や感染症予防対策などについての相談も行います。

相談いただいた方には、丹波健康福祉事務所や医療機関など、関係機関と連携を行い、トータルにサポートできるよう寄り添っていきます。

コロナ総合相談窓口

☎552-6053

(市民安全課内)

平日 8時30分～17時15分

対応内容

秘密は厳守します

「感染された方」「感染が疑われる方」に対する相談、健康相談、感染症予防対策など

他の相談窓口のご案内

丹波篠山市の相談窓口(平日 8:30～17:15)

○新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口

健康課 ☎594-1117

○人権相談窓口

人権推進課 ☎552-6926

兵庫県の相談窓口

○丹波健康福祉事務所(帰国者・接触者相談センター)

☎0795-73-3765 (平日 9:00～17:30)

○新型コロナウイルス健康相談コールセンター

☎078-362-9980 (平日・休日24時間対応)

不当な差別や偏見をなくしましょう

「恐れるべきは人ではなくてウイルス」～確かな情報で、冷静な行動を～

問い合わせ 人権推進課 ☎552-6926

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、感染した方とその家族、関係者、医療従事者などに対するうわさやデマ、誹謗中傷が、うわさ話やインターネット、SNSなどを通して広がっています。

未知のウイルスや感染症に不安や恐れをもつことは人間の「本能」です。しかし、不安や恐れが特定の人、地域、職業に向き、負のレッテルを貼って排除する心理は偏見・差別を招きます。ウイルス以上に恐ろしいことです。

一方で私たちには「自分の言動で人を傷つけない」という「理性」や「良心」があります。「本能」と「理性」「良心」は表裏の関係で、私たちの心の中に競合しながら住みついています。この二つを意識し、不安や恐れを人に向けると人を傷つけてしまう、そんな人間になりたくない、差別をしたくない、拡散してはいけないという「理性」「良心」の方へ自分の心や言動をコントロールすることは可能です。

市民の皆さん、命と人権を守るために次のことに心掛けましょう。

市民の皆さん、命と人権を守るために次のことに心掛けましょう。

- ・うわさやデマをうのみにせず、国・県・市からの「確かな情報」で対応しましょう
- ・偏見や差別的な言動に同調しないようにしましょう
- ・子どもたちは大人の姿を常に見ているということを意識しましょう

